様式第３（第９条関係）

確認書（エンジェル税制事前確認書）

番　　号
年　　月　　日

会　社　所　在　地
会　　社　　名
役職・代表者の氏名　殿

都道府県知事　名

　　年　　月　　日付けの下記の確認申請について、中小企業等経営強化法施行規則第９条第１項の規定に基づき、次の｛１、２、３、４｝のいずれかに該当することを確認します。

記

１　次の一及び二のいずれにも該当すること。
　一　中小企業等経営強化法施行規則（以下「規則」という。）規則第８条第１号から第４号までに該当すること。
　　第１号　株式会社であること
　　第２号　未上場会社であること
　　第３号　大規模会社の子会社でないこと
　　第４号　風俗営業等を行っていないこと
　二　規則第８条第５号イ及び第６号イに該当すること。
　　イ　業種
　　ロ　資本金額　　万円
　　ハ　従業員数　　人
　　ニ　設立年月日　　年　　月　　日
　　ホ　次の⑴から⑷までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
　　⑴　収入金額に対する試験研究費等の割合　　％　（３％以上又は５％以上）
　　⑵　研究者の人数　　人（　　％）（２人以上かつ１０％以上）
　　⑶　新事業活動従事者の人数　　人（　　％）（２人以上かつ１０％以上）
　　⑷　売上高成長率　　％　（２５％以上）
　　ヘ　外部資本が１／６以上であること

２　１の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第１０条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当すること。

３　次の一及び二のいずれにも該当すること。
　一　規則第８条第１号から第４号までに該当すること。
　　第１号　株式会社であること
　　第２号　未上場会社であること
　　第３号　大規模会社の子会社でないこと
　　第４号　風俗営業等を行っていないこと
　二　規則第８条第５号ロ及び第６号ロに該当すること。
　　イ　業種
　　ロ　資本金額　　万円
　　ハ　従業員数　　人
　　ニ　設立年月日　　年　　月　　日
　　ホ　次の⑴から⑷までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
　　⑴　収入金額に対する試験研究費等の割合　　％　（３％以上又は５％以上）
　　⑵　研究者の人数　　人（　　％）（２人以上かつ１０％以上）
　　⑶　新事業活動従事者の人数　　人（　　％）（２人以上かつ１０％以上）
　　⑷　売上高成長率　　％　（２５％以上）
　　ヘ　次の⑴又は⑵に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
　　⑴　設立１年未満かつ設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）を経過していない場合、事業計画（出資金に対する試験研究費等の割合が３０％を超える見込みを記載したもの）　（有）
　　⑵　設立後最初の事業年度を経過している場合、次の⒤及び⒤のいずれにも該当すること。
　　⒤　次の⑷又は⑷に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
　　⑷　売上高　（０）
　　⑷　出資金に対する試験研究費等の割合　　％　（３０％以上）
　　⒤　営業損益　（０未満）
　　ト　外部資本が１／２０以上であること

４　３の一及び二のいずれにも該当し、かつ、規則第１０条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当すること。

この確認書の有効期間は　　年　　月　　日までです。
(1) この確認書は本店所在地が　　（都・道・府・県）にある限り有効です。
(2) この確認が行われたことについては、希望しない旨の意思表示があった場合を除き、エンジェル税制に関する経済産業省のホームページにおいて公表されます。（併せて、都道府県のホームページ等において公表することがあります。）
(3) 株式の払込みの期日において規則第８条各号（第５号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ、第６号に掲げる要件にあっては同号イ又はロ。以下同じ。）に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、中小企業等経営強化法第７条の確認（エンジェル税制の確認）を受けられないことがあります。
(4) この確認は、政府又は地方公共団体として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。
(5) 注意事項を遵守してください。

注意事項
１　払込後速やかに中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第７条に規定する確認申請行うこと。
２　法第７条の規定による確認（以下「エンジェル税制の確認」という。）を受けるときは、都道府県知事にこの確認書を提出すること。
３　規則第８条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当しないものとなったときその